

令和4年第4回神崎町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年10月28日(金曜日) 午前11時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 令和4年度神崎町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番 椿 等 君

2番 大原 秀雄 君

3番 高柳 智 君

4番 荒井 葉一 君

5番 鈴木 節子 君

6番 木内 直樹 君

7番 石橋 伸一 君

9番 石井 正夫 君

10番 寶田 久元 君

欠席議員(1名)

8番 高橋 正剛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	椿 等 君		
教 育 長	小川 泰求 君	総 務 課 長	久保木豊吉 君
総 務 課 主 幹	澤田 達也 君	総 務 課 主 幹	池上 至人 君
町 民 課 長	浅野 憲治 君	まちづくり課長	石井 達矢 君
まちづくり課担当課長	石橋 正彦 君	保 健 福 祉 課 長	廣瀬 裕 君
保 健 福 祉 課 主 幹	奥山 晴美 君	教 育 課 長	金田 智 君
会計管理者（出納室長）	高橋 誠一 君		

職務により出席した者

事 務 局 長	本宮 賢 君	書	記	花嶋 三永 君
---------	--------	---	---	---------

◎開会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 令和4年第4回神崎町議会臨時会にご出席いただき、ご苦労さまです。本臨時会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本で行われました議会運営委員会において、本臨時会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） ただ今の出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回神崎町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

また、8番 高橋正剛議員と高橋会計管理者から所用により出席できない旨の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、4番 荒井 葉一議員、5番 鈴木 節子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（大原 秀雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第3 議案第1号 令和4年度神崎町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。樺町長。

○神崎町長(樺 等君) 議案第1号 令和4年度神崎町一般会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,290万円とするものであります。

補正予算の概要につきましては、9月20日に閣議決定されました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事業と、追加交付されます地方創生臨時交付金に係る予算を計上するものです。

歳入につきましては、15款、国庫支出金では、民生費国庫補助金として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金3,165万円を、総務費補助金では、地方創生臨時交付金2,357万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

20款、繰越金では、前年度繰越金として1,827万6,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、2款、総務費では、緊急生活支援事業として、65歳以上の高齢者に対し緊急生活支援商品券を追加交付するため、2,450万円を計上いたします。

3款、民生費では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業として、令和4年度住民税均等割非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付するため、3,165万円を計上するほか、物価高騰の影響を受ける各種施設を支援するため、高齢者福祉費及び障害者福祉費へ各施設補助金合計160万円を計上いたします。また、子育て応援事業として、18歳以下のお子さんを対象として、子ども商品券を1人当たり

1万円分交付するため、693万円を計上いたします。

4款、衛生費では、物価高騰の影響を受ける医療機関に対する補助金として、120万円を計上いたします。

6款、農林水産業費では、物価高騰により影響を受けた水稻農家を支援するため、水田農業緊急安定対策事業補助金762万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 子育て応援についてなんですけれども、子ども商品券、これは商品券じゃないと駄目なんですか。同様の支援をしたほかの自治体でももらった人が、使い勝手のいい現金のほうがよかったというような感想をテレビで言っているのを聞いたんですけれども、そこの検討はしたんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今の鈴木議員のご質問にお答えいたします。

今回、こちらの事業につきましては、現金で給付することも検討されましたが、やはり現金ですとどうしても貯蓄のほうに回ってしまうケースも多いということで、今回は子どものために使っていただくということで、商品券をお配りさせていただいて、お子さんのためにその商品券でお子さんのものを買っていただくというようなことで考えてございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 3点お聞きします。

まず、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業なんですけど、対象はたしか住民税非課税世帯と家計急変世帯の対象は2つあったと思うんですけど、そのうちの家計急変世帯につきまして、内容を教えてください。

2点目なんですけれども、先ほど子育て応援事業があったと思いますが、こちらだけ委託料となっておりますが、こちらはなぜ委託料かということと、委託先はもう決まっているんでしょうか。

最後に、水田農業緊急安定対策事業のほうで、これは昨年度も補正で計上されていると思いますが、こちらにつきまして、対象面積は昨年度と比較して今年度はどうなんでしょうか。

以上3点です。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず私のほうから、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事業、こちらの対象世帯の中で、家計急変世帯の内容ということでございます。

今回、こちらの給付金に関しましては、この家計急変の内容が、突発的な所得の減少というのが対象となってまいります。前回までの非課税世帯の給付金は、コロナウイルス感染症の影響というのが大前提でありましたけれども、今回のこの給付金に関しましては、突発的な急変世帯というのが対象となります。

ただし、除外される項目もございまして、例えば定年退職等によりまして、翌月から収入がぐっと減るといような場合、また、年金受給者の方は、2か月に一度の支給ということになりますので、支給月と支給されない月、この差額は影響の対象とはされない。また、農家さん等、農業事業者等で、収入が入る月と入らない月の差がもう明らかに分けられている方の所得の差というのは影響されないといようなことで、決まりのほうがございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

子ども商品券業務委託料につきましては、商品券からその商品券の発送までをまとめて業務委託して行おうと考えてございます。

また、業者等につきましては、予算措置後に選定させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

水田農業緊急安定対策事業ですけれども、昨年実施しました面積が、申請面積276ヘクタールございました。今年、飼料用米のほうが面積、増えております。昨年176ヘクタールであったものが、208ヘクタールということで、約32ヘクタール減っておりますので、こちらの面積を減算しまして、また、規模拡大した農家さんであるとか、昨年面積が少ないので申請をしなかったといった農家さんもございましたので、少し余裕を見まして、254ヘクタール、こちらで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 一番最初の家計急変のほう基準日と、あと期間がありますよね。所得の対象の期間。そのうちの、だから計算の仕方、そこをもうちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） すみません、先ほど私のほうで期間等を言うのを忘れてしまいました、申し訳ございません。

こちらの家計急変に関しましては、令和4年の1月から12月までの間で家計の急変があつて、令和4年度、住民税は課税されているんだけれども、その下がった月を1年分で計算をすると非課税の枠で収まるというような方が対象の世帯となつてまいります。

今回のこの給付金ですけれども、基準日は9月30日現在の世帯の状況、こちらで判断するようになります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 1年間のうちの任意の1か月でいいんですよね。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

その1年間のうちの任意の1か月分を掛ける12して、1年間分の所得収入として計算をして、それが非課税になるか、ならないかというのを改めて判断する、こちらで計算をするということになります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 任意の1か月で出した場合に、その所得をどのように判断するんですか。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

こちらの任意の1か月、下がった収入1か月を12か月分にします。そのときに、給与の所得者であれば給与収入等を見てできますけれども、一応扶養がいらっしゃる、いらっしゃらない、何人扶養がいらっしゃるというような形で、非課税になってくる所得及び収入の額が決まっております。計算をして、その額よりも下回れば、非課税世帯相当という扱いで、今回のこの給付金の対象になるという形でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 私の質問は、どのようにその所得を判断するのか。給与所得者であれば、給与明細なんですかね。それで商売されている方であれば、それは何ですかね。どのように、売上げ表とかそういうものを提出するんですかね。そこを教えてくださいいただきたいんですけど。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

給与所得者に関しましては、毎月の明細というものが出てきますので、そちらのほうを提出いただいて、あと同時にこの家計急変に関しましては、申入書というか申立書、こちらを提出していただくようになりますので、そちらを記入していただいて、添付の資料としてその一月分の収入が分かる明細等をつけていただくということを考えています。

自営業者であるとか事業者に関しましては、その一月の売上げ等の明細等を確認させていただいて、申請書と合わせて内容を確認の上、判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回、補正の主な財源が、国からの補助金、給付金、それらになっていますけれども、9月20日の閣議で決定されたという先ほどお話、ございましたけれども、2種類のこのお金がいつ神崎の懐に入ってくるか、それがまず1点。

2つ目、地域振興費の名目で、65歳以上の老人というのかな、それらに今回、町単費で1万円出すこととなりました。これらの理由づけ、町単費で出すという理由づけ、なぜ今の時期に町単費で出さざるを得ないのか。子ども・子育て世帯、あるいは家計急変、いろんな理由があって、経済的弱者と言われるような方々に支援をするための社会福祉のほうで非課税世帯に5万円掛ける600戸近く、約3,000万、高齢者、福祉施設、それらが20万、30万ということで行います。これらの今回補正で行われた歳出として、6項目、7項目あるかと思えますけれども、それらの実施時期。例えば65歳以上の高齢者については、もうすぐ商品券、作っていますから、11月10日からできますとか、あるいは療養施設、病院施設、これらの施設については、申込み、即給付できます、今、高柳議員が質問した家計急変だとか非課税世帯、それらの申請はいつからできて、いつの時点でやるのか、それらの時期の明細というかな、いつ来るか、

いつ支払うべきか、それらについてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

まず、歳入のほうの国庫の補助金でございます。

子育て世帯の給付金に当たります子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金にしましては、まだちょっと日にちは国のほうから示されていないんですけども、まず最初に6割程度の概算払い分が入金になる予定です。それで、最終的に事業完了後に精算をするというような形で給付がなされる予定でございます。

同じく、歳出のほうを私のほうで担当しております電力・ガスのほうの実施時期でございますが、今こちらで本日、可決していただきましたら、すぐ事業のほうに取りかかりまして、11月中には対象者の皆様のところには第一報で申請書等はお送りする予定で、事業のほうを進めたいと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 私のほうからは、まず歳入の地方創生臨時交付金の交付時期についてでございます。

具体的にはまだ国のほうから示されてはございませんが、スケジュールとしましては、12月中に交付決定がなされるということで聞いております。その後、概算払いを町のほうで請求すれば、その直後に概算払いを受けられるということでございます。そうでなければ、年度内に精算払いということで、その分が交付されるという予定でございます。

続いて、2点目のご質問の、今回の商品券事業の65歳以上の理由づけということでございますが、予算書を見ていただければ分かるように、一部は国の今回の地方創生臨時交付金を活用したという事業でございます。残り4分の3程度が一般財源ということなんです、これにつきましては、財源の問題もございまして、一定の線引きをした上で交付するという基本がございまして。あと、現在、物価上昇が続いている中で、令和4年度の年金額については、報道等でもございまして、0.4%の減額ということで、物価変動の反映が、年金の制度上、1年遅れになる仕組みによるものでございますが、このタイムラグが高齢者の生活に大きな影響を与えているという認識のもと、今回に関しては、最低賃金の引上げなど、現役世代は賃金の水準上昇などの恩恵を受けておりますが、その恩恵を受けられない高齢者を対象としたというものでございます。

続いて、3点目にございました、私のほうで担当しております商品券のほうの実施時期についてでございます。そちらにつきましては、今回、予算が承認された後、すぐに準備作業に入ります。内容としましては、対象者の抽出であるとか商品券の印刷、ポスター・チラシの印刷、あと宛名の印刷等の発送準備をして、11月後半をめどに発送を考えております。その後、郵便で対象者の方のところに到着するのは、12月以降になるのかなと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

子ども商品券につきましては、この後、町内でご協力いただける事業所を募りまして、その後、年内には発送できるように準備を進めたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 介護・医療・障害のほうの物価高騰対策に対する緊急支援金のほうなんですけれども、年内に申請していただいて、年内にまたこちらのほうからお支払いするように、こちらのほうでは準備しておりますので、お願いします。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） 水田農業緊急安定対策事業につきましてですけれども、予算成立後、速やかに対象の方に申請書をお送りさせていただくとともに、回覧等も使って周知を図りますので、交付時期につきましては、少し余裕を持って、1月ぐらいまで見ようかなとは思っております。集まり状況によって、もうここでということであれば、年内でも早急に支払うことができようかと思っておりますけれども、取りこぼしのないように進めたいと思っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 3点か4点聞きます。一つ一つやっていきます。皆さん、先の方は全部最初から質問しましたが。

まず、民生費の子育て世帯臨時特別給付金、これは歳入で補助金ということで、3,165万。それで歳出では、電力・ガス・食料品物価等値上げの支援だということで、歳入、国庫支出金から来たものが100%落ちている。これは国のほうからのひもつきじゃないけども、国のほうから全額このように補助金をやりなさいよというようなあ

れがあったわけか。そうした場合には、それは名前がこのようだけでも、実際には非課税世帯に支援するんだから、そのような非課税世帯ということは一つも入っていないんだけど、実質、非課税世帯にこれだけ補助金をやりなさいよと国から来て、何でそれは非課税世帯というのはここに入っていないんですか。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えをさせていただきます。

まず、今回のこの給付金に関しましては、こちらは国のほうの閣議で決定された事業でございます、国からの100%補助という形で事業のほうを進める事業でございます。

また、この補助金の名称等ですけれども、こちらにつきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金というのが、令和3年度から実施しております非課税世帯の給付金、また3年度にありました子育て世帯への給付金の補助事業というので国で定めたものでございます。今回、この価格高騰分の支援給付金が、その事業の中に追加されてきたという形でございます、名称としては子育て世帯等臨時特別支援ということになっておるんですが、今回のこの補正に関しましては、価格高騰分に当たっているということで、いわゆるこの「子育て世帯等」というこの「等」の中に含まれるような形という形でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 子育て等とは言いながら、実質、非課税世帯に給付するんだけど、一つも入っていないのは、その「等」ということで、物価高騰だということですが、これは分かりました。

9月30日の令和4年度の住民税を納めているか、いないかでも、給付だというわけですが、これは何回も私は聞いているんだけど、もちろん世帯分離しているのにも、これは全部支給するんだらうけども、住民税を納めていないですよ、世帯分離しちゃった場合の世帯分離のほうにも給付するわけでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

申しましたとおり、9月30日が基準日ということになります。ですので、9月30日時点の世帯の状態によって、支給を決定するという形でございますので、9月30日時点で、その世帯が非課税世帯であれば、そちらには全件給付するという形でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 澤田主幹は前回もはっきり、これは言えないだろうけども、国がこのようにやるというので、世帯分離している家庭でも支払うでしょうと。それは確認けども、前回も答えていなかったですよ。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

あくまでも9月30日時点で世帯が分かれば、当然、その世帯ごとの課税状況を見て判断するような形になりますので、その時点で非課税であれば給付をするという形でございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 世帯分離しても給付すると。いいです。次に行きます。

次は産業課、水稲。主食用米に3,000円を作付した人には支払うというわけですが、飼料米を作った分は、その場合は引かれる。それは分かります。今、それで、前は減反政策で3割とか何とかで休むんだけれども、目標面積値になっているんですよ。そうすると全作、作っちゃっていても、目標面積にはそれは差引くわけですか。引いて3,000円支払うんですか。

それともう一つ、これは共済組合の水稲共済、今これも自由にある程度、きつくなくなってきている。元はあれは大体、国の法律みたいで、これは入らなければしょうがないよということになっているけれども、今それは緩くはなってきましたが、これに加入しない人には支払いますか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） ただ今のご質問、お答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり減反、要は全作水稲を作付けしている農家さんについては、作付の目標、要は減反率を引いたものを対象というようなことで交付させていただきます。もっと細かく言いますと、飯米用ということで1反部分をさらに引いた残りの数字、残りの面積を交付対象とさせていただきます。

また、共済加入のお話、ございました。神崎町は水稲共済の加入、かなり高いというようなことではあるんですが、加入していない方もおいでです。加入している、していないという部分は、今回の制度の対象要件とはしておりません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 飼料米に出す場合には、水稻共済に入っていないと駄目だというようなあれがあったわけです。今回はこの給付には水稻共済に入っていないでもいいというわけですね。

それから今度、子育て支援。鈴木議員が質問したけれども、これは現金では駄目なのかと言ったら、廣瀬課長が、現金では貯金に使っちゃうとか何とかと言うから、商品券でだというんですが、全協で聞いていた場合には、神崎町ではその対象者の店がなくて、イオンで例えば子どものおもちゃでなくて違うものを買っちゃう場合があるでしょう。その制約が商品券にはあるわけですか。結果的には現金と同じに。イオンではおもちゃだけではないですよ、子どもの文房具だけではないです。いろいろなものが売っている。そこでこの商品券で買っちゃったら同じじゃないですか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、事業所ごとにこの商品券を使ってどういったものを購入されたかは、把握することができません。ただ、今回の事業の趣旨としましては、子育て世帯の支援のために使っていただきたいということで、この子ども商品券、おもちゃやベビー用品、文具、そして遊園地や水族館、フォトスタジオ、ドラッグストア、自転車や飲食店、こういった施設で取扱い可能というような商品券を活用して、お子さんのために支援をするというようなものでございますので、その趣旨を酌み取っていただいて、家族の方にも品物の選定、ご検討いただくようお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、その商品券には、用途は今、廣瀬課長が言ったとおり、おもちゃや文房具で、ほかのものは買ってはいけないよというような区別はないでしょう。何を買ってもいいんでしょう、イオンで。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） その内容につきましては、事業者ごとの判断になりますので、こちらで事業者に個別に子どものしか使えないというような限定はなかなかできないのかなと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それなら現金でも変わりはないかなと思います。

最後に、各課でいろいろこれ、助成するのが大体11月いっぱいくらいにやるみたいですが、これは総務課長かな、澤田主幹かな、お金のほうは6割、取りあえず概算請求で入ってくるような話はしていますが、取りあえずこれ、年内中には全部のお金は、国庫支出金5,500万ですか、全部は入らないと思いますが、年内中に全部、皆さんに支給するという話ですが、立て替える場合、それは町のどこから立て替えるわけですか。例えば全協でやった繰越金だとか、あとはいろんなお金があるけれども、取りあえず町の金を立て替えるほかないわけでしょう。予備費なんかはこれは緊急的なことだから、どこから出すわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、この補助金に関しましては、取りあえず概算等に入って、いつとき町の予算のほうを使っているという時期ができてくるということでございますけれども、こちらにつきましては、予算とはまたちょっと別の考え方なんですけれども、町のほうにございますお金のほうをその期間は立て替えるというか、その分を支出しておいて、最終的には国庫を受けて精算をするような、そういう形になります。以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） その立て替えるのは町のほうにお金はあると今言ったんだけれども、議会ではこれは分からないわけですか。議員らにはそのお金は。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

そちらにつきましては、予算というよりは町の資金というか、そちらのほうの話になってくるんですけれども、例月、監査委員さんに監査していただきながら、こちらの町で今、残っている金額等は把握しているということでございます。

以上です。

○10番（寶田 久元君） このくらいでいいです。終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（大原 秀雄君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、令和4年第4回神崎町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午前11時41分)